

総務建設常任委員会

平成31年3月13日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成31年3月13日(水) 午前9時30分 開会
午後2時33分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	松林謙司
委員	杉本訓規
〃	梨本洪珪
〃	岡本吉司
〃	西井 覚
〃	吉村優子
〃	下村正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	藤井本 浩
議員	川村優子
〃	谷原一安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
企画部長	飯島要介
企画政策課長	高垣倫浩
〃 補佐	吉田和裕
人事課長	前村芳安
〃 補佐	中井智恵
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	内蔵 清
〃 補佐	中 文子
〃 補佐	西川 修
税務課長	米田匡勝
〃 補佐	椿本真司
収納促進課長	和田善弘

生活安全課長	竹 本 淳 逸
〃 補佐	村 田 真 也
〃 補佐	植 田 和 明
産業観光部長	池 原 博 文
農林課長	芝 浩 文
〃 補佐	葛 本 章 子
〃 補佐	屋 根 良 宣
商工観光課長	吉 田 賢 二
都市整備部長	増 井 良 之
建設課長	松 本 秀 樹
〃 補佐	石 橋 和 佳
〃 補佐	奥 田 雅 彦
〃 補佐	西 川 直 孝
都市計画課長	安 川 博 敏

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	山 岡 晋

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第1号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第2号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 議第3号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第10号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日、一昨日と一般質問を終えまして、本日、連日でございますけれども、総務建設常任委員会を開催させていただきます。早朝よりご参集を賜りまして、ご苦労さまでございます。重要な案件、提案していただいておりますので、慎重なご審議、よろしくお願い申し上げます。

委員外議員の出席がでございます。川村議員、谷原議員でございます。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第1号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

飯島企画部長。

飯島企画部長 おはようございます。企画部長の飯島でございます。

それでは、議第1号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することにつきまして、改正理由及び主な改正内容について説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。長時間労働是正のための措置といたしまして、民間労働法制におきまして、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律によりまして、時間外労働の上限規制等が導入されまして、国家公務員におきましても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるため、平成31年4月より適用すべく人事院規則の改正が行われます。それに伴いまして、地方公務員におきましても国家公務員の措置等を踏まえまして、超過勤務命令を行うことができる所要の措置を講ずる必要がございますので、本条例を改正するものでございます。

続きまして、主な改正内容でございます。お配りの横紙の資料、新旧対照表の3ページをごらんください。第8条第2項の次に第3項といたしまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定めると新たに定めるものでございます。なお、規則の内容につきましては、別途規定する予定でございますが、現在、想定しているものといたしましては、人事院規則の規定に準じた内容となっておりまして、時間外勤務命令の上限時間を1カ月について45時間、かつ1年について360時間とするものでございます。

ただし、他律的業務として、業務量、業務の実施時期、その他業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務の比重が高い部署として、市長が指定するものに勤務する職員におきましては、1カ月について100時間未満、かつ1年について720時間。また、特例業務として、災害対応に従事する職員に対しまして、上限時間を超えても超過勤務を命ずる必要がある場合には、上限時間の規定は適用しないとするを今、想定してございます。

最後に、お手元の資料の10ページをごらんください。
施行日でございますが、平成31年4月1日でございます。
以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。
議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第1号議案を採決いたします。
本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第2号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

池原産業観光部長。

池原産業観光部長 おはようございます。産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第2号、葛城市特別職の職員である非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、改正理由及び改正内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、改正理由でございます。今回の改正は、農業委員及び農地最適化利用推進委員の業務量の増加に伴い、従来の報酬額に上乘せする能率給を、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を支払えるよう、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定されている報酬額を改定しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。これはこの条例第1条の2、特別職の職員の報酬の額は別表のとおりとするの別表の4番の農業委員会の委員、5番の農地利用最適化推進委員の報酬額、会長が月額3万4,000円、その他委員が2万7,000円、農地利用最適化推進委員2万7,000円に、会長であれば基本給月額3万4,000円、能率給農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める

額に改正するものでございます。その他の委員、農地利用最適化推進委員にも、能率給の文言を加え改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するとさせていただきます。

続きまして、内容でございます。お手元に農業委員会の報酬加算という資料をお配りさせていただきますけれども、それをごらんいただきたいと思っております。

これは平成28年に改正農業委員会法が施行されまして、従来の農地売買・賃借・転用に係る審議、判断に加えまして、担い手の農地集積・集約、遊休農地の発生防止・解消が必須業務と位置づけられたことによりまして、平成28年3月29日付で規定されました農地利用最適化交付金事業実施要項に基づき行った、これらの活動に対して支払うものでございます。また、この交付金事業の拡充が農政局の方から指示をされたものでございます。農地利用最適化交付金を財源といたしまして、農業委員会の委員等の活動実績に応じて報酬を加算するものでございます。

加算の算定方法につきまして、活動実績に応じた交付金、成果実績に応じた交付金の2本立てとなっております。

まず、活動実績に応じた交付金の内容についてでございますが、農地集積・集約化の推進活動や遊休農地の発生防止・解消活動等について、一月の基準額が1人6,000円となっております。これは各委員が農家の戸別訪問等を行い、その活動実績に応じて交付金を請求するということを検討しております。これまでは農家からの相談への対応が主な活動となっておりますが、改正法の趣旨を実践するため、委員から働きかけ、その実績をもとに個々の増加した業務量に対して交付金を請求し、その報酬を加算するものでございます。

加算額の具体的な算出方法につきましては、毎月各委員から提出されます活動記録から月ごとの活動実績時間を集計いたします。1日の実績につき上限額6,000円の交付が妥当であるとの奈良県の見解も伺いまして、合計時間が8時間、これは1日を8時間の活動といたしまして、これ以上の活動があれば一月平均上限額6,000円を基本額に加算するというものでございます。

次に、成果実績に応じた交付金についてでございます。この成果実績に応じた交付金につきましては、農業委員会全体で担い手の農地集積に関しての成果と遊休農地の発生防止・解消の成果の2点について、それぞれ別の算出法を加算額と算出いたします。

それでは、資料1ページの下の方の6行目の成果に応じた交付金のところでございます。

農業委員数等に基準額1万4,000円を乗じた数字に12カ月を掛け合わせた金額を、評価点を9で除した数字をもって算出いたします。この中で評価点については、担い手の農地集積最大13点、遊休農地の発生防止・解消最大13点、その合計が評価点とさせていただきます。

まず、担い手の農地集積の評価方法でございますが、資料3ページの別添第3関係というところでございます。

葛城市におきましては、平成25年度から平成29年度までに農地集積率が90%以上になった

ことはございませんので、2の表により、農業委員会の活動による農地集積面積について、単年度集積基準面積に対する達成度を評価いたします。平成30年度の国からの設定された目標面積は4.9ヘクタールであります。今年度の集計はまだ完成できておりませんが、およそ目標面積に達してございまして、これをこの表に当てはめてみますと、ウまたエの達成度が110%または100%となりまして、担い手の農地集積の評価点が9点または7点となります。

次に、有休農地の発生防止解消の評価方法でございます。これは資料の次のページ、4ページを見ていただきたいと思っております。

資料4ページに、2、遊休農地の発生防止・解消とあります。以下の表によりまして評価点を算出いたします。葛城市におきましては、平成27年度から平成29年度までに有休農地率が1%となったことのある市町村の農業委員会に該当しております。葛城市の遊休農地率は、平成29年度には0.23%でありましたが、平成30年度は1.4%となる見込みであります。表中の1のイ、事業実施年度の当年における遊休農地率が1%以下にあった市町村の農業委員会に該当しないため、遊休農地の発生防止・解消の評価点といたしましてはゼロ点となります。

この結果を平成30年度に当てはめてみますと、担い手の農地集積が9点または7点、遊休農地の発生防止・解消ゼロ点の合計9点または7点となります。

資料1ページの数式に当てはめてみますと、一番最後のところでございますが、評価点9点の場合は資料にありますとおり、23名掛ける1万4,000円が基準額となっておりますが、掛ける12カ月掛ける評価点は、9割る9で1となり386万4,000円となります。なお、平成31年2月12日に、報酬審議会の方にも諮問をさせていただいております。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、説明をしてもうたわけやけど、要は、農業委員さんが今までいろんな相談を受けて対応してた。それが農業委員さんみずから出向いて行って遊休農地の解消に努めていくと、こういう趣旨であるとは思うわけやけども、実際活動する中で農業委員さんみずから足を運んで行って、でけんことはないやろうけども、事務局として、こんなん言うたら怒られるかわからんけど、ほんまに活動したはるのかどうかいう判断をせなあかんわけやろう。そういうことやなしに、6,000円と1万4,000円とプラスしますよと。そうして一生懸命働いてくださいよというのが目的か。実際に今、草ぼうぼうと生えたるわけやんな。なかなか農業委員さんに言うても、言うていきにくいとか。だから、我々やったら役所へお願いをして、何とか草刈りしてよとお願いするわけやん。そういうようなことがだんだん減っていくと。今まで以上にそういう草ぼうぼう生えた土地が減っていくという解釈になっていくのか。その点、ちょっともう一遍ようわからんので、教えてほしいと思っております。

増田委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまの岡本委員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

確かに、現在、今まで農業委員さんの当の業務につきましては、農業者から相談があった

ときに、向こう側から農業委員さんの方に出向いた中でのご相談という形であったんですけども、今回、先ほどご説明させていただいたように、農地の集積等が重要な課題ということで、遊休農地また保全農地が出ている農地につきまして、地区の農業委員さんみずから働きかけて、その農地自体を集積化に向けた中でやっていただくという自体が大きな目的となっており、その活動につきましては作業日報等でも確認はさせていただきますけれども、やはり成果といたしましては、農地中間管理、また流動化、また農地の賃貸借自体に向けていけるような努力を図っていただくというのが大きな改正点という形で考えております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 改正点はようわかりますねん。具体的にどんな仕事をするねんという。それと、基本給2万7,000円、基本給はあるわけやんか。それプラスこういう活動をしてもらうことによって6,000円、1万4,000円プラスされるわけやろ。2万円なら2万円プラスされるわけや。そんだけの仕事をしてもらうということでプラスになっていくわけやろ。そやから、今、言うてるように具体的に、例えば、そんな草生えたとことか、そういうようなことについては遊休農地やから、農業委員さんみずから行って、「岡本、こないしたらあかん」と。例えば、農業委員会へ届け出て、農地の流動化やないけどやな、そういうようなことをやっていきますよと。そうすることによって遊休農地が減っていきますよと。具体的な仕事をどうやって聞いとるわけや。

増田委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいま言われましたように、今まで出向いて、だから、遊休農地、草等が生えているところについては、農業委員さんみずから出向いていただいて、草刈る、また誰かに貸すという形の働きかけをしていただくという形でございます。ですから、今までもやっていたいてますけど、それをより拡充させていくという捉え方。ですから、その農地自体を自分でつくれないなら誰かにつくっていただくような賃貸借を働きかけていくとか、そういう形を重きに置いた中で動いていただく予定をしております。

増田委員長 ほかにございませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 評価点方式ということで、具体的にはどういう基準で評価されるのか。自己申告で日報を上げられたその時間とかそういうようなものを算出されて、この評価点というそういう部分が評価されるのか、具体的にその部分をちょっとお教えてください。

増田委員長 芝農林課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

評価点に関しましては、農地の集積率、それと遊休農地の解消、これの2点に関しまして評価点というのが定められております。活動実績に対する交付金に関しましては、そういった各委員さんから活動記録を毎回出させていただいております。その中で、今回から考えていますのは細かく何時から何時までどの方とこういう交渉をしたというふうなことを記載していただくようなふうには持っていくようには考えております。

以上でございます。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 農地の面積集積率と、そして、その中で活動をする時間の割合、ここのところで変わってくるという、そういうことでよろしいのでしょうか。

増田委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 農業委員会で、今までから遊休農地削減のために、またいろいろ仕事もしてやってもうてんのやけど、その遊休農地とかを、結局より踏み込んだ形でお仕事してもらおうと。だから、今までは、その遊休農地削減のためには報酬の中でやってもうてた。それが国から補助金いうか、交付金も含めて出てくるんやったら、それを活用してより遊休農地減らし、また農地の適正化ということをお願いしてもらうための報酬を出すという意味の解釈でよろしいんですか。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

今までは、農業委員の業務といたしましては、転用とかの審査業務というのがあったんですけども、今回はその担い手の農地の集積・集約、それと遊休農地の発生防止の解消、これが必須業務というふうに位置づけられましたので、これに対する報酬ということで、今回改正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 結局、必須やけど、今まで必須でもうてもやってたやつを、報酬を出すということやろ。当然、本来は、今までは自主的にやってもうてたやつを、今の制度からいったら出させてもらうというのが国から決められたということで、そんでよろしいですね。はい、わかりました。

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第2号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第3号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

ただいま上程になっております議第3号、葛城市税条例の一部を改正することにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、固定資産税に係る改正でございます。

それでは、お手元にお配りをさせていただいております新旧対照表という資料がございますので、それを用いましてご説明させていただきたいと思っております。

この表の左側が改正前、すなわち旧でございます。右側が改正後、新というふうなまとめ方をさせていただいております。赤色のアンダーラインの部分が改正部分というふうなまとめ方をさせていただいております。

今回の改正の内容でございますけれども、葛城市税条例附則第10条の2というものがございます。こちらは、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例というものを市町村の条例で定めるということになっておる部分を、1つ1つ定めておる条でございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思っております。今回、法律改正に合わせた改正ということでございます。地方税法附則第15条第43項というものが削除され、それぞれ1項ずつ繰り上がったということで、今回の税条例の改正ということになってございます。法附則第15条第43項に何が規定されていたのかというところでございますけれども、中小企業等経営強化法という法律による固定資産税、特に、特にといいますか、償却資産に係ります課税標準の特例について規定をしておったものでございます。葛城市におきましても若干名の該当があった特例でございますが、これが地方税法によりまして廃止をされたということでございます。

なお、3ページの附則でございますけれども、施行期日は平成31年の4月1日からとし、第2条では経過措置といたしまして、今回廃止されます措置における固定資産税の課税標準の特例について、もともとこの取得後3年間、固定資産の課税標準の特例が適用されているものでございますので、その経過措置として、その取得後3年間につきましては、なお、従前の例によるというような旨の規定をするものでございます。

以上で、簡単ではございますけれども、内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 中小企業の設備投資に対する支援策であろうかと思っておりますけれども、これで固定資産税が免除されるという、そういう施策であったと思うんですけれども、この葛城市において、この施策で何社ほどこの設備投資、この施策を受けてどの程度の効果があったのか、ちよっ

とお教えてください。

米田課長。

米田税務課長 税務課の米田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの松林委員の質問にお答えさせていただきます。

ただいまの規定の対象となっております市内の会社につきましては、約8社程度ございまして、金額に直させていただきますと120万円相当が特例により減収となったところでございます。

以上でございます。

松林副委員長 ありがとうございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第10号、平成30年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第10号、平成30年度葛城市一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度葛城市一般会計補正予算(第6号)でございますが、まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,252万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,474万7,000円といたすものでございます。

続く第2条におきましては、繰越明許費を設定いたしておるところでございます。

また、第3条におきましては、地方債補正ということをお願いするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、先ほど委員長のご案内にもありましたように分割付

託をされておりますので、当常任委員会に付託されております部分につきましてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の6ページをごらんください。

第2表の繰越明許費でございます。全19事業のうち、総務建設常任委員会に係る事業といたしまして、上から2款総務費では、会計年度任用職員制度対応例規整備支援事業、それから、道路管理事業、1つ衛生費を飛ばしまして、5款農林商工費でございますけれども、農畜産物処理加工施設駐車場整備事業から商工費のプレミアムつき商品券事業までの6事業、それから、6款土木費では、市道維持管理事業からずっと下に行ってくださいまして、都市計画費の公園施設長寿命化対策支援事業までの8事業、それから、9款災害復旧費におきまして、農業災害復旧事業が本委員会の対象となっております。

次に、7ページをごらんいただきたいと思っております。

第3表、地方債補正でございます。まず、起債の目的欄、一番左の列でございます。地域循環型社会形成推進事業では、補正後の限度額を3,920万円に、それから、団体営土地改良事業では2億4,600万円、社会資本整備総合交付金事業では2億680万円、小学校施設整備事業では500万円、それから、臨時財政対策といたしまして5億790万円にそれぞれ変更するので、以上の5事業におきまして総額が10億490万円となりまして、補正前よりも5,330万円の減額となるものでございます。

次に、補正予算書の13ページをお開き願いたいと思っております。

まず初めに、歳出の事項別明細書でご説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。補正額は200万円の減額で、旅費等の補正でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は184万1,000円の追加でございます。主な内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で、退職手当特別負担金などの追加でございます。

次に、8目自治振興費でございます。補正額は152万5,000円の減額で、14節使用料及び賃借料におきまして、防犯カメラシステムの賃借料の補正でございます。

次に、9目企画費でございます。補正額は1,600万円の減額で、13節委託料におきまして、業務改革モデルプロジェクト業務委託料の減額補正でございます。

次に、11目防災行政無線管理費でございます。補正額は508万7,000円の減額で、主な内容といたしましては、18節備品購入費などの減額補正ということになってございます。

次に、12目地方創生推進交付金事業でございます。補正額は218万円の減額で、13節委託料におきまして、市内の空き家対策等委託料の減額でございます。

次に、飛びますが、17ページに移っていただきたいと思っております。

17ページの中段でございます。5款農林商工費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。補正額は64万8,000円の減額で、13節委託料におきまして、農地情報公開システム地図更新委託料の減額でございます。

次に、2目農業総務費でございます。補正額は34万4,000円の減額で、8節報償費の減額

補正となっております。

次に、3目農業振興費でございます。補正額は1,124万4,000円の追加でございます。主な内容といたしましては、19節負担金補助及び交付金におきまして、国の2次補正によります追加ということで、担い手確保・経営強化支援事業補助金といたしまして1,389万円の追加補正などがございます。

次に、9目有線放送維持管理費でございます。補正額は148万3,000円の減額で、14節使用料及び賃借料の中の電柱強化料の減額でございます。

次に、10目団体営土地改良事業費でございます。補正額は269万2,000円の追加で、主な内容といたしましては、19節負担金補助及び交付金で、県営ため池整備事業負担金の追加ということでございます。こちらも国の2次補正によりまして、県の事業費が増加した部分に対しての負担金ということでございます。

ページ変わりをしまして、18ページでございます。5款農林商工費、3項商工費、2目観光費でございます。補正額は1,650万円の減額で、主な内容といたしましては、15節工事請負費で1,350万円の減額ということでございます。

それから、次に、4目、新しくできた目でございます。プレミアムつき商品券事業費といたしまして、こちらも国の2次補正に係る新規事業でございまして、内容は13節委託料で、プレミアムつき商品券のシステム構築の委託料ということで、300万円の追加補正でございます。

次に、6款土木費、2目道路橋りょう費、3目尺土駅前周辺整備事業費でございます。補正額は8,106万2,000円の減額で、主な内容といたしましては、17節公有財産購入費で3,326万円の減額補正と、事業の確定による減額補正ということでございます。

次に、4目国鉄・坊城線整備事業費でございます。補正額は337万円の減額で、主な内容といたしましては、13節委託料で工事委託料の減額が238万9,000円ということになってございます。

次に、5目の社会資本道路改良交付金事業費でございます。補正額は2,716万円の減額で、主な内容といたしましては、15節工事請負費で1,590万円の減額などがございます。

それから、19ページに移っていただきまして、6款土木費、4項都市計画費、それから、1目の都市計画総務費でございます。補正額は494万4,000円の減額で、主な内容といたしましては13節委託料、この中の緑の基本計画策定業務委託料で318万円の減額などがございます。

次に、3目の公園管理費でございます。補正額は1,802万8,000円の減額でございまして、主な内容といたしましては、15節工事請負費の減額でございます。

次に、4目の吸収源対策公園緑地事業費でございます。補正額は2,746万4,000円の減額でございまして、主な内容といたしましては、工事請負費で2,518万8,000円の減額などがございます。

それから、最後に、21ページをお開き願いたいと思います。

一番下の段でございます。10款公債費、1項公債費、2目利子というところでございます。

補正額は1,900万円の減額で、利子償還に係る減額の補正ということになってございます。

次に、歳入に移らせていただきたいと思います。

事項別明細書8ページをごらんいただきたいと思います。それでは、順に説明をさせていただきます。

まず、1番上から、1款市税、2項固定資産税、1目固定資産税でございます。補正額が2,600万円の追加で、土地及び償却資産に係る補正でございます。

次に、3項軽自動車税、1目軽自動車税でございますが、補正額が300万円の追加補正でございます。

次に、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございますけれども、補正額が1億5,835万6,000円ということで、普通地方交付税に係る追加補正でございます。

それから、次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

9ページの中ほどにございます13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。補正額は1,709万円の減額で、主な内容といたしましては、先ほど歳出で説明をいたしました業務改革モデルプロジェクト業務に係る事業が1,600万円の減額でございます。10分の10の国庫補助も同様に1,600万円の減額ということでございます。

次に、2つ飛びまして、4目の農林商工費国庫補助金でございます。補正額が150万円の減額で、主な内容といたしましては、訪日外国人旅行者受け入れ環境整備事業補助金で450万円の減額と。それと、あと、プレミアムつき商品券事務費補助金が新たに国の2次補正で追加をされた部分で、300万円の追加というものでございます。

次に、5目土木費国庫補助金でございます。補正額は9,589万9,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、尺土駅前周辺整備事業補助金等の減額によります補正でございます。

それから、10ページに移っていただきまして、一番下の段でございます。14款県支出金、2項県補助金の4目農林商工費県補助金でございます。補正額は593万7,000円の追加で、主な内容といたしましては、歳出でもご説明いたしました国の2次補正によります追加の担い手確保・経営強化支援事業補助金といたしまして、1,389万円の追加でございます。

それから、次に、ページ移っていただきまして11ページでございます。

15款財産収入、2項財産売り払い収入、1目物品売り払い収入のうち、説明欄の2行目、防災行政無線受信機売り払い代金で減額の538万1,000円の補正でございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、5億2,566万4,000円の減額補正でございます。

次に、地域振興基金繰入金でございますが、補正額が50万円の減額補正でございます。

次に、繰越金、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますけれども、補正額が3,417万7,000円の追加補正でございます。

それから、12ページに移っていただきまして、19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入でございます。補正額が1,166万円の追加補正となっておりますけれども、当委員会に所管いたします部分といたしましては、このうち165万円の追加補正でございます。その内容につ

きましては、尺土池貯留浸透事業の過年度実施した部分の県補助金が165万円ということでございます。

それから、4目雑入でございますが、補正額が7,350万2,000円の追加補正でございます。このうち当委員会所管分といたしまして、7,218万3,000円の追加でございます。主な内容といたしましては、道の駅周辺工事等3件の約款どおりに伴います賠償請求をした金額を入で計上しておるものでございます。

次に、20款市債、1項市債、2目の衛生債でございます。補正額が40万円の減額で、ストックヤード施設整備事業債の補正でございます。

次に、3目農林商工費では、補正額が1,260万円の追加でございます。県営ため池整備事業の追加に伴う増額補正ということでございます。

次に、土木費でございます。補正額が4,220万円の減額となっております。主な内容といたしましては尺土駅前周辺整備事業債でございます。こちらは歳出に合わせた減額の補正ということでございます。

次に、5目の教育債でございますけれども、1,720万円の減額ということで、学校教育施設等整備事業債の減額でございます。

最後に、7目臨時財政対策債でございます。補正額が610万円の減額でございます。臨時財政対策債の確定に伴います減額ということでございます。

以上、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいまご説明いただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。

18ページ、農林商工費の15節の工事請負費1,350万円の減額について、ちょっと詳しく教えていただきたいです。

増田委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。よろしくお願ひします。

この工事費につきましては、訪日外国人旅行者受け入れ環境整備事業の工事で、トイレ洋式化をするものですが、その前に行った測量設計の結果、当初予算の設計を大幅に変更する必要があり、工事費が大幅に増加することになりました。また、国への補助金申請の中で、当初6カ所のトイレ洋式化を申請しておりましたが、訪日外国人旅行者受け入れ環境整備の基準に満たないとして、2カ所のトイレが補助の対象外となったこともあり、新たに平成31年度で補助の申請をするために、工事請負費1,350万円を減額するものです。そして、それに伴い、国庫補助金3分の1の450万円、県補助金3分の1の450万円を減額するものです。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっとわからないんですけど、大幅に値段が変わったというのは何が原因やったんでし

ようかね。

増田委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。

その内容につきましては、トイレ洋式化を計画しているトイレの建物にアスベストが使われていることが測量設計の結果判明しました。通常の使用ではアスベストが飛散することはありませんが、改修工事では飛散の防止対策を厳重にする必要があるため、工事費用が増加することになりました。また、訪日外国人旅行者受け入れ環境整備のためのトイレ洋式化であるため、個室面積を広くする必要がありますが、そのために便器の数を減らすことは、観光客の利便性を低下させるため、設計変更をして個室を広げ、その他のスペースを調整する必要があります、そのため内装工事のための費用が大幅に増加することになりました。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと私、気になって、いろいろ知り合いの方に聞いたんですけど、改築とか解体をされる時、アスベストはもう頭に入れながら、皆さん、解体工事というのはやられるみたいで、年代別とかそういう建物を見たら、アスベスト大体わかるから、それを踏まえてやるべきやというふうにとちょっと知り合いから聞いたんですけども、そういうこともちゃんと調べて、予算ね、いろんなものを削って上げてもらっているんで、来年やっていただけるということなんですけども、必要な市民サービスのところから削って出している予算なんで、ぜひできるだけ執行できるように前調べをよろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村優子委員 今の質問の関連でお聞きしますが、6カ所の対象で2カ所が対象外になったという話ですけど、その対象外の理由をお聞かせいただけますか。

増田委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。

まず、箇所の説明をさせていただきます。訪日外国人旅行者受け入れ環境整備事業の工事で、トイレ洋式化の計画は、まず、相撲館「けはや座」のトイレ、綿弓塚のトイレ、そして、笛吹神社のトイレ、當麻寺のトイレ、観光駐車場のトイレ、孝女伊麻遺跡広場のトイレの6カ所で、そのうち、笛吹神社のトイレと孝女伊麻遺跡広場トイレの2カ所がこの基準に満たないとして対象外になりました。ということで、外国人の受け入れの関係ですので、外国人がどれだけ行っているかというそういう基準で、その場所によっていろいろ判断するために、當麻寺を中心として外国人の観光客が来てどれだけ流れるかとかその辺の審査で、基準に満たないという国の方の判断がありました。

以上でございます。

増田委員長 吉村委員。

吉村優子委員 国の調査で、外国人は余り来ないだろうという判断でということになるわけですね。

今後の市として、もっと広報を広めて来ますよというのはないわけですね。それはもう国の基準でということですか。

増田委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。

国の基準で、外国人がどれだけ行っているかというそういう推計の中で決められました。また、外国人の受け入れのために外国人の看板の整備とか、そういうのを続けてまして、それに伴いインバウンドの増加分をいかに市内で消費していただくかとか、そういう対策の方をしているところでございます。

以上でございます。

吉村優子委員 言いつばなしですけど、このままで何も施策はしないということに、これ、聞かれへのやんね。

増田委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

今回につきましては、笛吹神社、孝女伊麻さんのトイレというのは、国の方と、観光庁とも協議した結果については今、言うた理由の中で除外はされたんですけども、今後、このトイレにつきましても、先ほど課長が言いましたようにインバウンド誘致は受けていく。また、トイレにつきましても、今年度は国の事業のみやったんですけども、来年度から県の事業としても取り計らいをしていただけるような形になってきておりますので、国、県、両方を協議しながら、うちとしてすべき洋式トイレについてはやっていきたいという形で、今後また県の方でも、また国の方とも協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私は18ページの6款土木費、尺土駅前周辺整備事業、6款3目22節の補償、補てん及び賠償金、これが減額になっておりますけれども、この内訳は何かちょっと教えていただけますか。

増田委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしく申し上げます。

この補償、補てん及び賠償金と公有財産の購入費はセットもんでございまして、用地交渉をさせていただいている中で、交渉させていただいた方、そして交渉でちょっと難航しているところというところで、執行残の部分を減額させていただいているというところでございます。

以上です。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 要するに、これは今、立ち退きといいますか、そこら辺の補償金というふうに捉えていいんでしょうかね。これはほんで何軒分ぐらいの補償費なのか。そして、なぜ減額になった、先ほど聞きましたけどね。そこら何軒分あるのか。そして、もっと深いところ、なぜ

減額になったのか、そこをちょっと教えていただけますか、具体的にもう少し。

増田委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。

当初は2軒の方の予算を見ておったわけなんです、そのうち1軒の方とは契約できたというところで、その部分の執行をしております。前払いの執行をしております。それで、そのもう1軒の方の難航している分、その分を減額補正とさせていただいているというところでございます。

以上です。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 要するに、これは2軒の方の補償費ということで捉えてよろしいんでしょうね。1軒は成立したけれども、あと一軒はなかなか進んでいないという。これは今後の見通しというんか、余り前に進んでいないということですかね。こういう事業というんか、立ち退きの交渉いいですか、余り前に進んでいないとこのように難航している、進んでいないという、このように捉えてよろしいんでしょうか。

増田委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。

実際のところ難航しているのは事実でございます。今後も、法的な措置も考えながら進めていきたいとは考えております。

以上です。

増田委員長 下村委員。

下村委員 ちょっと関連でということで、私の地元の私の近くの問題がいろいろありまして、うまいことなかなか地権者の方に理解を得られないということも私も全部わかっているんですけども、そういう内容は今のところはなかなか前向いて進むのは困難であるということはちょっとわかっているんですけども、今回の今年ですね、平成31年度の予算でも、工事請負費を見てたら1,000万円ほどしか組んでないわけですよ。やる気があるのかなど。阿古市長は前向きということで、尺土駅前整備をぜひともやらないかんということは聞いてますけれども、予算的なことを見ていたら本当にやる気があるのか。そして、地権者の方にもっとお願いといいますか、お話を持っていくべきではないかと私はちょっと思っているんですけども、今年度のやり方というのをちょっと教えていただいたら結構やと思うんですけども。

増田委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの下村委員のご質問でございます。これからの部分、平成31年度の予算の部分につきましては、また平成31年度の予算審議の中でご質問をさせていただいてだと思っております、とりあえず、前年度からの繰越し等がたくさんある中におきまして、補助金等につきましても、交付金等につきましても少し返還をした部分もございます。今、執行しております用地交渉、また移転報償費につきましても、今年度分としての補助の内示の中での執行をさせていただ

いたところ、また内示割れが起こっておりますので、今回事業費につきましても大きな減額をさせていただいたところでございます。当然、用地交渉につきましても鋭意努力をさせていただいておりますし、今後も続けていかなければならないと思っておりますのでございます。

ただ、繰越しという事業につきまして、やはり交付金も繰り越した翌年度には執行をしないとだめだと。だから、繰り越したから、また次に繰り越せるというところではございませんので、やはり補助金の制度上、繰り越した金額は翌年度で必ず使い切れるのかというところも判断をいたしまして、今現在は交渉しておる前払金の支払いを執行し、残りの後払いにつきましては移転の完了をもって後払いをします。ですから、今交渉中につきましては、来年度執行できるかできないかわからないという中におきましては、補助金の要望等も控えまして、補助申請もさせていただいておりますのでございます。

ですから、国からも、やはり県からも執行を必ずできるという見込みの中において補助申請をするべきだということで、これは前々からもやはり他の議員からも指摘を受けておる中において、今回の補正をさせていただき、また新年度の予算につきましては、そういう趣旨のもとで予算を編成させていただいたということでご理解をしていただけたらと思います。また、これにつきましては、後で調査案件にもございますので、またそちらで少し述べさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

増田委員長 下村委員。

下村委員 努力いただいていると思うんですけども、この尺土駅前の整備事業というのは、合併前からね、私、たしか覚えているんです、平成14年から新市建設計画を計画していた中に入っているんですよ。そして、平成16年に合併したときも新市建設計画に入っていて、それから、10年間の間に完成しようという、そういう予定で来たわけですけども、地元の方々も私によく言われるんですよ。どうなってんのかな、駅から東側の道路だけは拡幅、今やっていますけれども、いつになったら完成しますかというようなことも私にちょっと問い合わせもあるんでね。それは、市民の方からもそう言われるのは当然だと思うんですよ。平成26年には完成すべきであった事業が、いまだ平成30年度を超えているわけで。そういう意味で努力いただいているのはわかるんですけども、地元の我々にもできることがあれば、何か言っていただいたら結構やと思うんです。そういうことを、要望じゃないですけどもお願いしながら、質問といいますか、今後また努力していただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかにございませんか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。梨本です。よろしく願いいたします。

私の方からは2点、質問させていただきます。

まずは13ページ、2款総務費、8目の自治振興費、この防犯カメラシステムの賃借料、これが150万2,500円減額されているわけなんですけれども、この詳細をまず1点教えていただけますでしょうか。

それから、もう一つは、その下9目の企画費、この業務改革モデルプロジェクト業務委託料、この1,600万円が減額されていると。これに関しましては6月補正を組んでくださって、提案していただいたと思うんですけども、非常に私は残念だなというふうに感じておりました、その内容もちょっと詳細わかれば教えていただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいま梨本委員のご質問で、自治振興費の中の防犯カメラシステムの賃借料の減額の詳細でございますが、こちらにつきましては、防犯カメラシステムの事業につきましては、平成28年度から3カ年で50台の設置を計画する中で、今年度、3年目の最終年度として15台の計画で予定しております、賃借料としましては当初予算で9カ月分の計上をさせていただいておりましたところでございますが、計画を進める中で、学校PTA関係からの要望等、危険箇所等及び高田警察等の情報に基づき、多発地点や事件等危険性の高い箇所を協議する中で、前年度からの要望を引き継ぐ中で、協議を進める中で、その以後に改めて、特に新たに通学路で危険の箇所の高い箇所での追加要望等があった中で、再度調整協議を行う必要が生じまして、選定期間に時間を要することになりました関係で、その後、改めてリース契約の発注等諸手続を進め、執行見込みとして9カ月の予定が3月1カ月での執行見込みとなりました関係で、8カ月分なりその確定額に基づきまして減額をさせていただくものでございます。昨年に続き、これについては減額となっていることは、担当所管としてはまことに申しわけないですけども、今後も引き続き鋭意努力したいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

増田委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。

ただいまの梨本委員のご質問のうち、業務改革モデルプロジェクト業務委託料の減額の経緯について、答弁をさせていただきます。

まず、こちらの業務委託料を6月補正で計上させていただいた理由でございますけれども、平成22年度の機構改革以降、組織機能の全体的な見直しが実施されておられません中で、組織全体における新規事業への対応力でありますとか、部局間の業務量に配慮した人員配置、庁舎執務間の活用等に課題があるという認識のもと、平成29年度に全庁的な分析を行いました。その結果、市の業務にかかわる全体的な問題点が浮上いたしましたので、この問題点を解決する中で民間事業者のお力をかりたいものがございまして、この取り組みに対する費用について、総務省補助事業に業務改革モデルプロジェクトといったものがございましたので、そちらの補助金を充てることを想定して、さきの6月補正において計上させていただいたものでございます。

そして、こちらの業務改革モデルプロジェクトの提案事業の募集に応募をさせていただいたんですが、結果としては、残念ながら不採択ということになってしまいました。その後も、国の補助金をいただく可能性も模索はさせていただいたんですが、結局見つからず、今回減

額補正させていただくといったことになりました。ただし、市といたしましては単独というか、自力よりも継続的に取り組むものができるものがあるといったしまして、昨年の8月でございますが、市の課長補佐級を中心とした若手職員で構成した業務改革推進モデルプロジェクトチームというものを立ち上げまして、大きく4つのテーマで検討を進めていっております。

1つ目は、全庁的な業務量調査の導入というものでございます。こちらは昨年、プロジェクトチームの方で検討させていただきまして、昨年の11月でございますが、業務量調査、具体的にはJVC、ジョブバリュークリエーションという名称をつけておりますが、それを導入いたしまして、事務分掌ごとの事務量を把握し、将来の業務改革でありますとか人事配置、あるいは機構改革を進めるための客観的手法として生かすべく、現在も全職員に協力を得ているところでございます。こちらの分析につきましては、1年間通して情報を収集して進めてまいりたいと考えております。

2つ目につきましては、RPA等による業務効率化でございます。RPAというのは、ロボティック・プロセス・オートメーションってちょっとややこしい名前なんですけど、要は、ソフトウェアを使って、もともと職員が手でパソコンに向かって作業していたものを自動化するといった仕組みでございます。そういった業務自動化によって業務の効率化を図れる可能性がある業務につきまして、こちらのプロジェクトチームで抽出するとともに、協力企業とのタイアップを行いまして、費用をかけずにRPAの実証実験を原課の協力を得て2月に行っております。これにつきましては、今後、平成31年度の当初予算にも計上させていただいておりますが、業務効率化につながるRPA等導入に向けた本格的な実証実験を、市単独の実走、または県の協力を得た他市町村との共同実走、双方の両にらみで検討してまいりたいと考えております。

それと、あと2つの検討事項としまして、執務室改善と、あと全庁共通業務に係る業務手順というものがございますが、こちらにつきましては目下、プロジェクトチームとして取りまとめた提言というのを今、準備しているところでございまして、こちらは市長に対して年度内に報告させていただいて、市長におかれまして今後の施策の判断をいただく、参考にさせていただければと考えております。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 詳細な説明ありがとうございます。まず、防犯カメラの件なんですけれども、調整が難航して、それによって9カ月の執行が1カ月のみになってしまったということでもございました。これ、調整が難航するということは、それなりにいろんな要望があったんだと思うんですけども、そういった要望を受けて、ある程度そういった必要な通学路にきちっと全て配置が行われたのか、もしくは調整の中でまたさらに必要な箇所が出てきているのかというところ、もう少し詳細にちょっと教えていただけますでしょうか。

もう1点、業務改革プロジェクトに関しましては補助金がつかなかったということで、不採択、本当に残念だなと思うんですけども、単独でPTを組んでやっていただいていると

いうこととございます。私が6月補正のときにいろいろ聞いている限りでは、事務分掌の規則化であったりとか、それから、特に業務フローマニュアル化、これはいろんなこれまでの不祥事といいますか、そういったところの改善も含めて、この業務改革モデルプロジェクトの中でいろんなやり方を模索していくというふうに聞いておったわけなんですけれども、その辺、このプロジェクトチームが代替効果をちゃんと発揮できるのかということ、非常に私、心配しておるわけなんです。そういった意味で、このモデルプロジェクト業務のさらなる推進に向けて、これはちょっと来年度にもかかわってくることなんですけれども、その辺の部長の考え方、もう少し深掘りしてお聞かせいただけるとありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま梨本委員のご質問で、先ほど説明させていただいた難航した中で、先ほどちょっとややこしかったんですけど、当初、要望が前年度から引き続き上がっている部分等で調整させていただいている中で、近接箇所等もある中と、その後に言いましたそれが確定できていなかった中で、新たに通学路等で非常に高いところで来た関係で、絞った中で、一応、今年度計画の15カ所で最終決定させていただいておるんですけども、その中でも調整がつかずに、どうしても必要な部分等がありました部分につきましては、改めて予算特別委員会にご審議いただく予定でございます。2カ所がどうしてもできなかった部分については、来年度改めてということで、今後につきましては、一応、事業としては3カ年計画の予定でさせていただいた分なんで、今後について新たにどうしてもというところにつきましては、関係機関等、ご協議、ご審議させていただきながら、設置整備については努力していきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

増田委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。

ただいまの梨本委員のご質問のうち、業務改革の関係の答弁をさせていただきます。

まず、6月補正の中で事務分掌の見直しといった報告をさせていただいたかと存じますが、こちらにつきましては、平成29年度に行いました全庁分析の中で、既に実態と今書かれている事務分掌規程との整合性がとれていないということは明らかになってございました。ですので、これについては企画政策課の方で取りまとめる形で、現状に合った事務分掌規則の改正に向けた取り組みというのを、今、進めているところでございます。

一方で、そもそも各部署において事務量が余りバランスがとれていないとか、あるいは、場合によっては、特定の職員に仕事が集中しているとか、そういったことにつきましては、先ほど申し上げた業務量調査の方で分析を進めてまいりたいと考えておまして、先ほど申し上げましたけど、おおむね1年間を通して情報収集した上で分析をして、その結果に基づいての改革といった流れになっていくんじゃないかと考えております。

あと、もう1点、業務フローのお話でございますけれども、業務改革モデルプロジェクトを立ち上げた当時におきましては、その具体的な業務に着目して、その業務についてのフロ

一を見直してはどうかという議論もあったんですけども、そのプロジェクトの議論を進める中で、そもそも全庁的に共通して取り組むべき業務、いろいろ決裁文書とか予算の執行とかいろいろあると思うんですけども、そういった中での統一が余り図られていないのではないかというようなご意見がいろいろありましたので、その特定の業務のフローの見直しというよりは、まず全庁共通する業務についての手順をある程度統一化した方がいいんじゃないかといった意見がありましたので、検討事項の1つとして、先ほど全庁共通業務に係る業務手順というのを申しあげましたけども、そちらについての検討を中心に進めてきた次第でございます。

一方、個々の業務フローの見直しというのは、今後進めてまいりますRPAの実証実験という中に含まれるかと思うんですけども、そのRPAで業務を自動化していくためには、そもそも今ある仕事についての業務フローの見直しをして、その中で自動化できる部分を探り合っていて、そこに導入していくことによってより効率的にRPAが活かされるといったことが一般的なアプローチでございますので、これについては次年度、もちろん当初予算お諮りしているものでございますので、そちらをお認めいただけるのであれば、進めてまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。3回目ですので言いっぱなしになってしまうんですけども、防犯カメラの件に関しましては、さらに2台ということで、実際に私はどこに設置されているかということは、これ、防犯上の理由から明らかにできないということも聞いているわけなんですけれども、バランスよく本当に配置されているのかということも非常に気になっております。その点、もう少し、また新年度の方でしっかりと考えていただいて、やっていただけるということですので、この程度にとどめておきたいと思っております。

業務改革プロジェクトの件に関しましても、飯島部長の方から詳細にご説明いただいたんですが、これ、去年の6月に聞いたときに、非常に私、1つのポイントとしてコンプライアンスの遵守という点で大事なプロジェクトであるなというふうに感じていたんです。そういった意味で、今は問題点の解決というところにその部分は入っているというふうに認識させていただきますが、これまで起こっているような問題が起こらないように、しっかりとその点も踏まえた上で、今年度計画を立てたものをしっかりと分析していただいて、反映させていただきたいなというところだけお願いしておきます。

以上でございます。

増田委員長 この際、防犯カメラシステムにつきまして、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代をいたします。

関連でございますので、1つお尋ねをさせていただきます。

防犯カメラの設置につきましては、先ほどご説明いただきましたように、PTA、子どもさんの通学路の安全対策という観点から、防犯カメラの設置場所をいろいろと検討していただいたということでした。一方で、これ、通学に関する防犯上の観点では非常に重

要な設備であるというふうには、私、十分に認識をしております。

一方で、通勤上の事故等が発生しておると、こういうことも他方では伺っております。ただ、この通勤上の防犯上の事故というのは、これ市役所が把握されておらない事件も含めて、高田署の方にお尋ねをしますと発生をしておるということでございます。ただ、市に対して、この個々の事項に関しては、プライバシーの問題もあってご報告はされておらないということでございました。そういうふうな観点も含めて、防犯カメラの設置につきましては、通勤上の重要な防犯カメラ設置場所等もご検討の中に、今後は入れていただく必要があるのかなと、こういうふうに思うんですけれども、ご所見を賜りたいと思います。

松林副委員長 竹本生活安全課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま増田委員長のご質問でございますが、設置場所につきましては、先ほども言いましたように、学校PTA、あと大字からのご要望と通学路等の危険箇所を中心に要望が上がってくる部分と、あと、高田警察署から、当初情報に基づいて交通事故の多発地点や事件等の危険箇所、高いところを踏まえた中で、そういった中で要望の多方面からある部分とか、通学路でもやはり通学の多い場所であったりとかいう部分と、あと、今、委員長おっしゃっていただいた通勤途上ということで、車での通勤もあるんですけれども、その辺は事故の交通事故の多い交差点等も設置させていただいている部分でございますし、やはり、詳細には先ほども以前からの関係で、防犯上、関係等も踏まえて、詳細の公表はさせていただいておりませんが、駅前を中心に設置させていただいているところも、各駅に少なくとも1カ所はございます。市内全駅にはあるということの、ごめんなさい、1カ所はないかわから、すいません。大体駅前等も中心には入っております。そのあたりもご理解で、今後、そういったご意見も踏まえて、また協議、今後についてもまた検討させていただきたいと思います。

松林副委員長 増田委員長。

増田委員長 これ、私、この件に関しての機会のたびにお願いをしておるところでございます。私の身近な人も、こういうことで被害に遭われております。それ以来、トラウマになって、夜の通勤、必ず家族の方が夜10時、11時に迎えに行っておると、こういうふうな事件も過去に発生をしております。もう一度、駅周辺、特に犯罪者の動向を見てますと、あらかじめ駅の周辺で物色をされております。カメラで、駅周辺で不審な人物がおったら、防犯カメラでうろちょろしとるやつというのは特定できるというふうに、そのときの担当の刑事の方も言っておられました。そういうふうなことで、駅周辺に不審な行動をされる不審人物を確認するというのは、防犯上非常に有効な手段であるというふうに言われておりますので、もう一度、駅周辺の防犯カメラの整備について確認、設置検討も進めてお願いしていただきたいということで、以上で私のお願い、要望を終わらせていただきます。

それでは、引き続き、委員長として、職務を遂行させていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕からも防犯カメラについてお聞きしたいんですけれども、そもそもどういった、どんなス

ペックのカメラというか、いろいろあると思うんですが、固定式であったり、今、委員長おっしゃったみたいに追跡できたり、夜になったりとか、そういう高価なものから、誰が写っているかわからへんみたいなカメラもあつたりもするんですけど、どういったカメラがあるんか、前もちょっと聞いたような気がするんですけど、お願いします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

ただいまの杉本委員のご質問でございますが、ごめんなさい、機械的なことはちょっと私も具体にはわかってないんですけど、カメラとしましては、角度的に一定方向の90度あるかなしか方向で、ある程度方向を決めた中での固定でございます。夜間は、周辺に街灯がなければ、今まで警察捜査事項等で求められたときに映像を取得して見させてもうた中では、やはり若干、映像はわかりづらい部分がございます。あとは、我々、その効果的なものということで、特に警察関係からがほとんどなんですけども、映像を捜査事項の所管の諸手続に基づき、映像の提供を求められて、もちろん映像は現地に行つて取得しないとできないものでございますので、こちら市役所で、サーバーで一括管理しているものでもございませぬので、今、整備をさせていただいている部分は、一応そういう形で求めて提供させていただいておるもので、最終的に、事件であつたり事故であつたり、まことに、これは向こうも捜査事項のことで、結果報告というのはいたできてないんで、それで見つかったとかいうのは一切報告がございませぬので、効果があつたかどうか、年間数件の情報はいただいておりますけど、具体的に機械的にどこまで能力があるものかというのはいちよつとそこまで把握できてないもので、一応、固定式の一定角度を向けた固定の映像撮影ということで、24時間撮影にはなつていふことでご理解ください。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ということは、それは中にデータが入つてて、僕、ちよつとごめんなさい、基本的なことがわからないんですけど、とりに行かな見れない、ここからは見れない、遠隔では見れるとかはないんですか、特に。そういったことは考えられてないんですかね、今後。この庁舎から、例えば、災害が起こつたら、ぴつと見たら、「あ、川が」とかわかるような感じにはならないですかね。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。

そうです。今、杉本委員おっしゃつていただいているように、本体のところに映像保存が3日間程度で上書きしていく形やつたと思うんですけども、ちよつと詳細がわかってないので申しわけございませぬけど、一応それで必要な場合はうちのパソコンを持って行つて、Wi-Fiですかね、その形で、もちろんパスワードが要りますのでそれで取得してということで、今、庁舎でサーバーなりモニターで一括管理は現在はおしてありません。その辺は、それをするかどうか、いろんところで検討する中で考えたいと、今のところはそういう形でやらせていただいております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 お金もかかることですし、優先順位ってあると思うんですけども、せっかくあるんですしたら、せっかく撮れても何が写ってるかわからないとかじゃなくて、やっぱりきっちりと残るようなデータとして、ほんで、遠隔で見れるように要望しときます。
以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 質疑をしていきますのでよろしくお願いします。

まず、13ページ、歳出からですけども、一般管理費の負担金補助及び交付金、退職手当特別負担金増額はされてると思うんですね。この中で、私が聞き間違がとるんかしらんけど、当初、15名ということを知ったわけやけども、人数ふえてるから増額になっている。この中で、今、最終わかってると思うので、定年退職何名、勸奨退職何名ということと、例えば、勸奨退職される場合は、いつも家庭の事情というようなことを聞くわけやけども、本当に職員が勸奨で退職するときに、本当に家庭の事情で退職するもんか。それとも、この役場の内部的ないろんな問題があつて退職するのか。そういうようなことを、人事の担当の部署ではきちっと聞いてあげてされてるんか。そういうことも含めて、お聞きをしたいと思います。

それから、防災行政無線、ここで備品購入、当初669万6,000円、今、354万2,000円残額が出てる。多分、戸別受信機ではないかなというふうに思います。たしか平成29年の補正やったかな。我々は補正して4,000万円あつたと思うんやけども、167台起債対象になるということで購入されている。また、ここで受信機購入されてる。今現在、何台の手持ちがあるんかということですね。

それと、地方創生交付金事業、空き家対策の委託料、恐らく契約差金ということで減額されていると思うんですが、空き家何軒ぐらいを対象にして調査をされたんかということ、その辺をお聞きしたいと思います。

増田委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしくお願いいたします。

岡本委員のご質問に対して説明させていただきます。退職手当特別負担金、当初15名というところから現在の内訳ということですが、定年退職が14人と、それ以外が2名の合計16人分という説明でご理解いただきたいと思います。

そして、勸奨退職者についての聞き取りを行っているかについてのことですが、これにつきましては心と体の健康上の問題とか、あるいは、職責と今後の家族を含めた自身の人生設計等、いろいろと考え抜いたあげくのことです。

あと、ふえているのは、給与改定と支給率改定があつた分の微増等でございます。

以上です。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの岡本委員のご質問で、まず減額補正をお願いしている内容につきましては、こちらは、歳入と合わせて戸別受信機でも基本的に無償配布するものではなく、条例に基づく事業所であったり、既に無償貸与されている世帯でどうしても2台目が必要ということで、増設で有償でつけられた方の部分の戸別受信機の購入として、当初予算では一般の戸別受信機を100台分、文字表示機能付きの戸別受信機10台分の合わせてで計上させていただいて、それに伴う購入費を当初歳入で上げさせていただいた部分で、今年度、執行する見込みで有償として一般の戸別受信機につきましては、1月現在で32台の有償により譲渡をさせていただいてる分を合わせて、年間の見込みで3月末までで37台の売り払い予定ということで、当初100台の分からその台数分の減額をさせていただく分、それで歳入の分をおとさせていただく部分と、文字表示機能付きにつきましては10台でしたが、今のところ有償での設置はございませんので、1台分だけは可能性として、見込みで1台分だけを購入させていただいております。それに合わせて、購入の方は売り払いに合わせての購入なんですけども、こちら単価的なもので購入につきましては100台分ということで、歳入歳出で額が合わないのはそういうことでございます。あとは、単価も当初予算から多少の減少にはなっております。

あと、現在の在庫数でございますが、まず、平成29年度にデジタル化整備事業として、当初業者委託での工事で整備で提案させていただいたのは、その当時の世帯を見込みで1万4,800台の台数をご用意させていただいた中で、順次配布させていただいた中で、昨年度、平成29年度の3月補正で増額補正させていただいているのは、今年度、平成30年度、平成31年度の2カ年度分の転入等での世帯増に向けた分の年間200台の見込みの400台分を、そのときに増額補正で増額をさせていただいております。

それで、合わせて最終的に、現状としましては、3月1日現在での配布対象世帯が1万4,566世帯でございます。こちらは特別養護老人ホーム等、施設入所での世帯数を除いた世帯数となっております。設置世帯数が1万2,781世帯で、最終的に今現在、在庫として残っておりますのが、通常の戸別受信機は2,267台で、文字表示機能付きが188台という現状になっております。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの岡本委員の市内の空き家対策等委託料につきましてお答えいたします。

まず、この事業につきましては、国の地方創生交付金事業を活用いたしまして実施いたしましたものでございます。平成30年7月に公募型プロポーザルによる業者選定を行いました結果、予定価格650万円に対しまして432万円の金額で応募がございました。その差額分を減額するものでございます。

なお、今回この契約に基づきまして、平成29年度に把握した空き家と見られる411件のうち、所有者を特定できました354件につきましてアンケート調査を実施いたしました。その内容といたしまして、回収率ですけれども、354件中208件、回収率につきましては58.8%でございます。調査内容につきましては、建物所有者の年齢構成、空き家の発生原因、管理状況

等を回答いただきまして、今後の利活用に活用していく方向でございます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それぞれ答弁いただきました。まず、定年退職14人、それ以外2人、中身は言えませんが、こういうことやねんけども、私もそない中身まで詳しく聞こうと思わへんけども、どうも今の役場の職場の中身というのか、この中でなかなかいろんなもやもやがあるって言うたらおかしいんかどうかわからんけども、やっぱり各課で一生懸命やっている人と怠けてると言ったら語弊あるけども、そんな人もおる。そんな中でついていけないという人が何人かおるんではないかな。そういう人らが本当にこの勸奨ということやなしに自己都合に当たるんか、あるいは勸奨対象になるんかの中で早期の退職をされていくんではないかなというふうに思うんで、同じことばかり聞いとるわけやけど、やっぱり人事課としてそういう把握もしてもらったらなということから聞かせてもらっておるわけですので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、備品購入費、今、詳しく言っていました。この購入金額ですね。一旦、購入金額は1台2万何ぼかな。契約した金額あるわけやん。そやから、今、100台と文字のやつが10台買うたところ言うとりわけやけど、この購入金額が、いわゆる随契で買うわけやろう。入札をして、どこのメーカーでもよろしいですよという買い方するのと違うわけやろう。日本無線の分も買うわけや。そのときに、1個当たりの単価何ぼで買うてるか、いうことやんな。そこらをきちっと詰めて買わないと、具合悪いんじゃないかなということであれやし、今、残が2,267台、文字が188台ということになってきたら、今聞いとったら、1年で大体200台ぐらいが無償で配布の計画を持っているということになってきたら、ざっと計算10年ぐらいいけるという計算になってくるわけやけども、来年度見てないんでわかりませんけども、来年度は、ほかの備品は別ですよ、戸別受信機については予算計上してないということになるかどうか、また来年は聞きますけどね。その辺ことをもう一度教えてもらいたい。

それから、空き家対策につきましては、一応、平成29年で411件調査しましたよと。その中で、持ち主がわかったというんか、それが354件ありました。その中で、どんだけの空き家になってるのか、管理状態どうなってるのかってアンケートやりましたよって、こういうことやんね。これに基づいて、次年度からというんか、はっきりわかっている人には取り壊してくださいよとか、そういう指導はきちっとやっていきますよと、そういう解釈でええわけでんな。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま岡本委員のご質問に対しまして、まず戸別受信機の単価でございますが、普通の戸別受信機につきましては、1台当たりの単価2万7,000円の消費税で2万9,160円となっております。文字表示つき戸別受信機につきましては、税抜き21万9,000円の税込み23万6,520円となっております。先ほどの分で、私の説明が不十分であれでしたんですけど、購入させ

いただいているのは戸別受信機が100台と、文字表示つき戸別受信機につきましては10台の予定ですが、今、有償での見込みが少ないですので、1台のみ購入で今後については対応する予定でしております。

それと、保存につきましては、年間100台ということで嚴重に保存しながら努力させていただきたいのと、一応、在庫約2,200台ございますけれども、これにつきましては当初、全世帯対象に世帯配布で1世帯に1台ということで計算させていただいた部分でございますが、今後、対象世帯で、実際全部回らせていただいておりますが、不在であったりとか、どうしてもご理解いただけずにつけさせていただけなくて辞退となった世帯もございますので、その辺の部分を整理させてもらいながら、運用を進めさせていただきたいと思っております。

平成31年度につきましては、有償の部分につきましては、今、今年度見込み37台ほどですが、100台購入でありますので、その部分で新たに有償部分等の購入は計上させていただいておりません。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 人事課の方はなかなか答弁苦しうやから、これ以上聞かんときますわ。

無線の方やけども、これきちっと有償の分は補助対象になりませんので買いますよ。無償の分は補助対象になりますということをはるわけやけど、これ、色分けっていうのか、きちっと分けてくれたんのやろな。疑ごうたらいかんけども。そうしないと、やっぱりごちゃごちゃになりかねない、こんだけの台数あったらね。

それと、前から、無線の当初のときから、例えば、事情があってここに住所を置いてない。ところが、村のつき合いもしてはる。ここにも住んではる。それで何回も私、頼みに行った。ところが、きちっと調査してもらったんかどうかわからんけども、なかなかつけてもらえない。せんどもったいつけて、人の名前まで言うてやな、してもつけてもらえんかった。こんなん何件かあったはずや。それを、今現在ではそういうようなことは一切ありませんよ。きちっと私は区長さんにも確認しなさいと言うたわけやけども、例えば、そこで生まれて育っても、事情があってご養子さんに行かれた。また事情があってもとへ戻られた。そのときに籍がそのまま置いてあった。だから、住んでるとこに籍がない。つけられませんよ。そんなんもあったはずや。そういうようないろんなことを全て今はありませんよということであらうのか。あるいは、まだ残ってまんねんということになるのか。その点を、もう一度、教えてもらいたいというふうに思います。

増田委員長 3回目や。どうぞ、もしきちっと答弁できるようでしたら。

竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの岡本委員の質問につきましては、当初、岡本委員おっしゃっていただいた対応等がございましたけど、その後、いろいろな諸事情を検討させていただく中で、その部分も対応できる方向性で法整備的に昨年の6月議会で条例改正、並びに合わせた基準等の整備させていただく中で、そういったご相談がある分については確認でき次第、随時対応させてい

ただいております。

以上でございます。

増田委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時25分

増田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。

僕、歳入ちょっとお聞きしたいです。8ページの軽自動車税、ちょっと基本的なことをお聞きするんですけども、300万円増額となっておりますけども、軽自動車で割ると、大体四、五百台分となってくると思うんですけども、そもそもこの計算式がちょっと僕は勉強不足で申しわけないですけどわからないんですけど、この四、五百台、六百台ぐらいですか、が予想外にふえたということなんですか、ちょっとお聞かせください。計算式というか考え方を教えていただきたいです。

増田委員長 米田課長。

米田税務課長 税務課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。今回、軽自動車税ということで300万円の補正を上げさせていただいております。まず、平成30年度の当初予算額でございます8,990万円の積算根拠でございますけども、平成29年度の車種別毎の台数に収納率等を勘案し算出させていただいたところでございますが、軽自動車税につきましては、旧税率分、すなわち税額が7,200円分の登録の部分と新税率分、いわゆる1万800円の税率の台数がそれぞれございまして、それぞれの7,200円の登録台数が減りまして、新税率分の1万800円の部分への移行が進んでいるということが主な要因として挙げられるところでございまして、現時点における決算見込み額や収納率等を見させていただいた中で、今回の300万円の増額補正をお願いさせていただくものでございます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいですか。

杉本委員 ありがとうございます。納得しました。

増田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 歳出の17ページ、農業委員会費の中の委託料、当初、地図の更新で64万8,000円計上されて執行されてない。その内容。それから、報償費、当初35万2,000円予算計上されて、8,000円が執行見込みか使われたんか知らんけど、8,000円だけ使ったようになってるといふのと、それから農業振興短期補助交付金で、担い手確保経営強化支援事業3月補正で増額になっているわけやけども、これの内容についてお聞きをしたいと思ひます。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、農業委員会費の電算委託料でございます。農地情報公開システム地図更新委託料としまして64万8,000円を計上させていただいていたわけでございますけども、補助の対象外となりまして、今回、減額をさせていただいております。

次に、農業総務費の報償費34万4,000円の減額でございます。これは当初、農業委員会が行う業務といたしまして、農地利用状況調査のための農地パトロールでございますけども、パトロールの補助員の費用を計上しておりましたが、実績といたしまして半日2人となりましたので、その残額の34万4,000円を今回、減額させていただいております。

次に、担い手確保経営強化支援事業補助金1,389万円です。これは国の2次補正によりまして追加要望がございまして、2経営体の農業用施設の購入の助成を行うために、今回、1,389万円増額を計上させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、それぞれ答弁をさせていただいて、補助金がつかなかったということ、これは事実やと思うわけやけども、農林課だけやなしにほかの課も補助事業について、予算に計上したということになってきたら、やっぱり県を通じて本当につくんかつかへんのかいうことを、きちっと協議をしながらやっていかないと、申請はしました、補助金つきませんでしてん、減額しまんねんでは、やはり皆さん方議員としていろいろと予算の審議をやっていながら、必要やから予算計上された。また、議会としてもいろんなことを聞かせてもらいながら、これを認めていった。そんな中で、これだけを絞って言うんじゃないですけども、つきませんでした。これは非常に議会に対して、我々も予算審議をやっていく中で、何ちゅう審議してたんよと言われてもしゃあない。

私は偉そうに言うのやないですけども、補助事業とは何やねんと。やはり予算に上げた以上は、何が何でもその補助金をいただいて事業をする、この姿勢がなかったら、補助事業やっていけませんよ。これももちろん事業化やけども、事業化に入っていく。いとも簡単に減額をしていく。それから、補助申請しました。例えば、補助金つきませんでした。単独の費用でやっていきますよ。これの繰り返しをされたら、財政担当してるもんたまったもんやない。後で財調、今、何ぼありまんねんと聞かないかんわけやけど、実際に使えるお金、みんな努力してためたお金、これがどどんどどん減っていく原因になっていくということですので、今回努力されてつかへんかったと思うわけやけども、全体的に予算に上げた以上は、何が何でもその補助金を確保する、こういう姿勢でやってもらわないと困ると思うんで、生意気なことを言うて悪いですけども、そういうことで今後やってもらいたいというふうに思います。

それと、負担金のところの担い手ですね。一応、内容はわかったわけやけど、今、使うというんか、この担い手の事業に充てる内容というのは中身がわかっていると思うんやけども、それを、名前まで言うて、どこに誰の分を充てんねんって、そんなことを俺、聞いているの違うから、大字まで言えるんやったら、例えば、大字の何に充てんねんぐらいは教えてほしい

というふうに思います。

もう一つや、報償費。調査員、当初に44人分8,000円でいて、先ほどの農業委員会のこれに該当するのかもしれないかしらんけども、いろんな利用調査やった。2人半日出ても8,000円ということやけども、予算組んだ以上は、そういう目的で組んだ以上はやっぱり調査にしろらうと。こういう姿勢やないと、例えば、頼んだけどあきませんでした、いうことになるのか、そこらもちょっともう一遍踏まえて、教えてほしいというふうに思います。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

まず、報償費の減額ですけども、これはパトロールを支部長さんの方をお願いをいつもする予定でして、農業委員さんだけでは詳細がわからない場所もございますので、今まで予算を計上させてもうとったわけでございますけども、今回、大体一通り職員とともに農業委員さんの方で回しまして、2カ所だけちょっとお手伝いをさせていただかなければならないところが出てきましたので、今回はこのお二人の方、出ていただいたということでございます。

それと、担い手確保経営強化支援事業ですけども、これはネットハウスと、それともう一つ、パイプハウス、それとイチゴの高設栽培システム、これを一応購入される予定でございます。ネットハウスの方は笛堂の方、パイプハウスイチゴの高設栽培システムは大畑の方ということになっております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 わかりました。報償費につきましては、一応、支部長の応援を求めたということでご理解していきたいというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 18ページ、5款農林商工費の2目観光費、この中の観光協会補助金、これが300万円減額となっているんですけども、これは花火大会の中止に伴うものかというふうに考えております。これの今現状の経費、その後の経緯などをちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

増田委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

観光費で300万円減額させていただいておりますのは、言われたとおり花火が平成30年度については中止という形になりましたので、その分は減額させていただいております。

それと、次年度平成31年度に向けての方向性でございます。現在、花火につきまして、打ち上げ場所自体もいろいろ検討させていただいております。その中で今、関係各課、警察、消防、NEXCO、高速隊、いろいろと協議しながら、今年度上げられるよう、今、誠意努力をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私の方は、18ページの農林商工費、4款プレミアムつき商品券事業費、ここのプレミアム商品券システム構築委託料、この部分につきまして、具体的にどういうふうなシステムを構築されるか、何に対してのものなのか、ちょっとご説明をお願いいたします。

増田委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。よろしく申し上げます。

まず、プレミアム商品券の概要の方だけ説明をさせていただきたいと思います。消費税・地方消費税の10%への引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム商品券の販売を行う市町村に対し、その実績に必要な経費、事務費を国が全額補助するものでございます。今回の補正は事務費分で、事業の準備に際しシステム改修を行う予定です。臨時福祉給付金の取扱いをベースに検討された制度で、同制度では定額を入金しましたが、今回は入金ではなく地方創生で実施したプレミアムつき商品券をあわせた形になっておりまして、そのためのシステムを改修するという内容でございます。

以上でございます。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 消費税10%になるということで、それに対してどうしても低所得の方には逆進性というこういうふうなものが働きます、その部分を緩和するというその部分の1つの施策の一環であろうかなと思いますけれども、このシステム構築で給付対象者の人数等はわかるのでしょうか。ちょっとまたお願いいたします。

増田委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

このプレミアム商品券につきましては、今、国の補助として出てきたことでございますので、その対象につきましては、先ほど言いましたように低所得者、またゼロ歳から2歳児の子育て世帯という形になっておりまして、今後、関係各課とも協議しながらその対象者自体を絞り込んでいくところでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 これで言いつばなしということで、ぜひともこのプレミアムつき商品券、これがいろんな格差是正のために円滑に進みますように、よろしくお願いを申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 予算書17ページ、有線放送維持管理費の中で、使用料減額をされて、電柱の強化料ということですが、全町無線化されて、旧の新庄町の場合、有線でいっているわけやけども、今、有線の線の処理、これをどういうふうに考えてもらっているのかいうことを、まずお聞きしたいというふうに思います。

それから、団体営土地改良事業の負担金補助及び交付金で、県単、県の土地改良事業団体

連合会負担金減額されてる、この内容。それから、県営ため池の整備事業負担金336万円増額されてる。山麓地域のため池の整備で県の事業やということがわかつとるわけやけど、このふえたということは、どこか池がふえているのではないかなというふうに思うんで、その内容を教えてもらいたいというふうに思います。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。よろしくお願いします。

ただいまの岡本委員のご質問の有線事業に伴う線の撤去でございますが、こちらにつきましては、まず市役所庁舎から各大字への公民館内の線につきましては、N T T回線の回線を利用するというので、その部分は回線の使用の処理をN T Tの方でやっていただいた中で、その部分は撤去という形で終わっております。今回の減額につきましては、その部分の撤去に伴う当初の月数の12カ月分から下がった分の減額になっております。その他、各大字公民館から各家庭への有線につきましては、当初、防災無線のデジタル化に伴い、あわせての撤去の予定をしておりましたが、いろいろな諸事情、費用等の関係があつて一旦は見送る中で、今現状としましては、老朽化に伴い切れたり剪断した中で、垂れた状況の部分の覚知をした中での随時の撤去であったり、電柱の移設に伴う撤去等で随時進めさせていただいている中で、今後につきましてはどういう形で撤去整備を進めるかについては、また検討していきたいということで、今のところはそういう形での対応とさせていただいております。

以上です。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

団体営土地改良事業費の負担金、県土地改良事業団体連合会負担金の66万8,000円の減額ですけれども、これは県の土地改良事業団体連合会の特別賦課金におきまして、平成29年度災害復旧工事分を平成30年度に繰り越したため、それと、ほかの補助事業の事業費が確定したための減額となりましたので、合計で35万6,000円の減額が生じております。

それと、土地改良維持施設管理適正化事業の林堂古池地区、これの事業費が500万円減額となりましたため、その事業費の拠出金の事務費も合わせまして31万2,000円、合計で66万8,000円の減額を計上させていただいております。

それと、県営ため池の負担金でございますけれども、これも国の2次補正の追加割り当てがございまして、336万円の負担増を計上させてもらっております。これは事業費の16%を負担していくものでございまして、県の事業費といたしましては2,100万円となっております。その中で、工事箇所でございますけれども、大屋下池が工事する予定となっております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 有線放送、今課長の方から答弁してもらったわけやけども、当初から庁舎から大字のアンテナまではN T T回線を使ってる。今のこれは電柱の強化料となっているわけやから、それとはちょっと違うやろうと思うし、今、有線ですね。例えば、もう今、雪降らへんかわからん、雪降ったり、あるいは風がきつときに垂れ下がってきて、やっぱり過去にも自転車、單車

が通っているときにけがされたということもあるわけやから、これから検討しますということやなしに、前からこの話はしとるわけで、やはり無線を一本化になったということになってきたら、きちっと行政の方でしまいをする。こういう姿勢でないと、事故起きてから、えらいことになりましてではおそい。そやから早急に、どのくらいの費用がかかるんか知らんけども、やっぱりきちっと整備する、この姿勢を行政に持ってもらいたい。そうしないと、これから検討しますと言うたら、もう既に無線になって丸1年からたってるわけや。何の処置もしてない。これでは本当に市民が安心して生活できる葛城市、住んでみたい葛城市とキャッチフレーズを上げてる中で、事故を起こしたら何にもならん。そういうことやから、平成31年度、予算見てなくてわからんけども、もし入ってなかったら補正でもして、早急にやってもらいたい。それに対して答えをいただきたいと思います。

それから、農林の分については、内容がよくわかりました。災害復旧繰り越した分と、林堂の古池、減額になったと。これでトータルの減額やと、こういうことやんな。あとは、大屋の下池が対象に新たに入ってきた。下池いうたら、博西神社のところやな。

(「はい」の声あり)

岡本委員 わかりました。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの岡本委員の有線放送の撤去についてでございますが、今度、予算特別委員会で審議いただく予算の中では、今おっしゃっていただいている分は計上しておりませんので、補正対応等踏まえた中で、また前向きに検討させていただきたいと思います。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 さっきから言うて、前向きに検討さえてもらうやなしに、きちっとやりますという答えが出されへんのかい。

(発言する者あり)

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

過去にもこの件につきましては何度かお問い合わせもいただいておりまして、それに対して、たしかこれから申し上げるようなご答弁を申し上げてたと思うんですけども、撤去につきましては、本来であれば、整備計画全体のそもそも整備のときにそれも含めて、計画の中で方向性も明らかにすべきだったかもしれませんが、現状としてはそもそも整備の段階では整備だけの議論、あるいは予算でありまして、撤去については予算は計上はできていないと。その中でいろんな問題についてご提言いただいているわけでございますが、それに対して市長の方も、もともとスタート時点で旧新庄町、旧當麻町それぞれ経緯が違う中で、旧のシステムがあったと。それについての対応の前世代あるいは前々世代の部分の有線につきまして、対処の方法もそれぞれ違ったわけでございますが、そのあたりの過去のやり方も踏まえた中で、どういったことが必要であるかということについては検討はしてまいりたいというところまでのご答弁でとどめていると思います。

いずれにしても、幾らの費用がかかるかということについても見積もりも立っておりませんので、そのあたりも含めて、今後も課題として検討するといいますか、1つの課題として委員の方から理事者側に対して問題提起いただいているということはきちっと受けとめておりますが、現時点ではちょっと申しわけないですが、それ以上のご答弁は差し上げられないかと存じますので、本日のところはこのようなご答弁にさせていただきたいと存じます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長の方から答えていただきました。できるだけ早い機会に結論を出していただいて、よい方向に持っていけるようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それで、土木費の方に入っていきたいと思います。予算書の18ページ、尺土駅前周辺整備事業、個々に入っていったら時間かかるんで、事業費減額されてる、この理由は節の関係で減ったということやと思います。そこで、平成29年の繰越し1億1,751万9,000円、これ繰り越したるわけやけど、全額執行できてるんか、未執行があるんか。それと、国鉄・坊城、この分についてはもう結構ですわ。

社会資本道路改良交付金事業、当初1億8,960万円、それが1億7,743万6,000円の事業費になっていると思うわけやけども、これが、ここで委託工事請負、公有財産、これ減額になってきておるわけやけども、なぜ減額になるんか。使える場所があったはずやと思てるわけやけども、その理由を教えてくださいたいと思います。先ほど言いましたようにそれぞれ、繰越しが皆されてるわけやけども、繰越しの執行状況についてお尋ねをします。

増田委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。

尺土事業につきまして、平成29から平成30年度に繰越しさせていただいた予算につきましては未執行でございます。その用地補償で今契約させてもらった分で、平成30年度内に執行できないということで、平成30年度の予算を使わせていただいて繰越しをさせていただいております。それで、平成29年度の予算は使っておりません。

あと、社会資本交付金でございますが、委託料につきましては、当初、中道・諸楯線の方で鑑定料を予定しておったわけでございますが、2、3件の用地交渉をさせていただいた中でなかなか折り合いがつかないということで、この部分は減額させていただいております。

それと、工事請負費の1,590万円の減額でございます。これにつきましては、工事請負差金でございます。公有財産購入費の減額も同じく執行残でございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 ちょっと聞き取りにくかったわけやけど、その尺土駅前の29から30に繰り越した分については未執行になつとるということ。その繰り越した理由があるわけやろ。それを執行でけんたら返しますねんと。ちょっとこれはあんまりええあれでないと思うし、国鉄・坊城はもう内容がわかったんで聞いてないけども、ここにも繰越しあるわけやな。これも未執行にな

つとるわけか。

それと、社会資本。私は何もこれにこだわってるわけやないわけやけども、やっぱり設計する中で、その設計を業者に丸投げするんやなしに、やっぱり発注しても現場を見て、ここまでは完成しとかなあかんというものがあるはずやから、私は金がないからでけへんということも聞いた。ところが、今になって減額されるということになってきたら、交通安全上考えていったときに、やっぱりきちっと、例えば、道路の交差点まで完成するとか、そういうことをやらないと、コンサルに丸投げしてて、金額的にこんだけですよと設計されたらそれだけを工事やってる。そういうふうに私はとってるわけですよ。だから、コンサルに丸投げをするのやなしに、いつも言うように、自分でどんな道路をつけるんや。コンサルに対してどういう道をつけるから、こういうところはこれしてください、あれしてくださいとこっちから条件を出していく、こういう姿勢やないと、現場で変更できても、一々コンサルに変更、もう一遍やってくれというふうなことでは、なかなか現場対応も即でけへんということになってくる。

そやから、今言われてるように、その委託料はわかりました。しかし、その工事請負1,590万円減額になってる。例えば、補助対象の事業が減りました、これ単独でんねん、そやから減らしまんねんというふうに答えたいやろと思うけども、ずっと見させてもらって、余りにもこの全体事業費で単費がつき過ぎたる。そやから、補助事業、のるかのかへんかわからん。それでも努力をして補助にのせていく。こういう姿勢で事業をやっついていかないと、ややこしいやつは全部単費でいきまんねんと、この姿勢ではとてもやないけど事業やっついてく中では、具合悪いんじゃないかなというふうに思うんで、その辺も聞かせていただいて、これから単費はやろう、補助事業にはつけていきませんよ、そういう姿勢で臨んでいただけるんか、そういうことも含めてお聞きをしたいというふうに思います。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 岡本委員から、事業進捗に対する姿勢についていろいろとご教示をいただいているということで、それについては真摯に受けとめたいと存じます。また、お問い合わせの中で具体的な内容についての説明については、後ほど担当部の方からいたしますが、まず1つだけお断りを申し上げたいのは、これはややこしいやつを単独費用でやるということではございませんで、やはり交付金事業となりまして一定の制度の中で対象になる部分、それから、市全体としては必要なんだけど、そこはなかなか制度で追いつかない部分、それぞれの役割分担をしているということでございますので、多分、委員、そういった意味で、ご趣旨でお述べになったんじゃないんでしょうけども、聞こえ方といたしまして、ややこしいやつは単独でやったらいいというふうなことでは、私たち、そういった理解もしておりませんし、財源が単独であろうが、国庫補助事業であろうが、それにつきましてはきちっと制度にのっとって出せるべきものを出していくと。その中できちっとできるだけ地元のそれぞれの関係者の方のご理解をいただきながら、できる限りの進捗をしていくと、そういった姿勢で今後とも進めてまいりたいと存じますので、そのあたりだけ先に前提として、余計なことかもしれませんが、改めて確認をさせていただきたいと存じます。

その上で必要な答弁については、担当部の方からいたします。

増田委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの岡本委員の質問に対しまして、今、副市長の方から全般的なご説明があったと思いますが、個々につきましては、先ほど委員がご指摘のように、単独分という形での結局は減額という措置をさせていただいております。この内容につきましては、社会資本、道路改良交付金事業だけではないわけですが、尺土駅前事業につきましても、また国鉄・坊城線の整備事業につきましても、今年度の交付金の補助率の変更分がございます。前年度までの補助率が55%の補助金の交付率でございましたが、本年度からは50%に補助率が減額されております。率の変更がされております。これに伴います5%分が、やはり当初の事業費からの減額分として、補助対象事業費が減るということに伴います減額分でございます。また、それにプラス補助内示の減によります減額分等が含まれておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思っております。

また、単独費の当初の配分が多いのではないかというようなご指摘もございましたが、やはり補助事業をするに当たりましても、どうしても単独分は出てまいります。この部分をいかに抑えて事業を執行していくかというところは、常日ごろから考えた中でやはり事業を進めさせていただいておりますし、必要な部分について必要な工事を行っていくというのは、これは当たり前のことでございますので、当然、その中で当初の補助金の内示額を踏まえた中で設計を組んで、事業を進めておるというところをご理解をさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げました尺土事業につきまして、前年度の29から30年度に繰り越した部分につきましての用地購入費また補償・補てん費につきましては、相手方との交渉の中において進まなかったということで、先ほども申し上げましたが、繰り越した補助金につきましてはもうこれ以上繰越しはできませんので、できなかった部分についてはやはり補助金の交付を受けられないということで、今回は事業を進んでないという部分については深くおわびを申し上げます。未執行の部分については補助金の受け入れをしないということで事業を進めてまいりました。また、一部契約ができた部分につきましては現年分と現年分の残額は繰越しをさせていただくという旨を、今回、上げさせていただいておりますので、その辺でご承知おきをお願い致したいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長からも当然の答弁やったと思うけども、中身がないからわしは嫌われることを言うてるわけや。今、増井部長の話やないけども、一生懸命やりましたんやけどあきまへんでしてん。次に繰越しでけへんさかい返しまんねん。さっきから言うてるように、補助事業とは何やねん。一旦予算に上げたら、何が何でも、県や国へ行ってもいただいてくる。この姿勢がなかったらあかんと何遍も言うてるわけやん。ただ単に単費ようけ使っとるって言うてる話と違うわけやん。みんなが一生懸命になって、担当部長があかんのであったら副市長なり市長が行ってでもや、予算にのった以上は絶対もうてくんねんと。わしらはそれで仕込ま

れてきたわけやん。いまだかつて、そんな繰越しもいろいろせえへん。補助金つきませんでした。こちら皆、駅前やってるけど、そんなことはなかったんやな。予算のせた以上は、もう絶対言うてええほど、補助金確保してくる。この姿勢やな。そんな簡単に用地買収行きましたん、あきまへんでしてん。繰越し次でけへんさかい返しまんねんって、こんな答弁もろたら、さっきも言うてるように、議員が一生懸命予算審議やってるわけやろ。やっついて、こんだけ必要でんねんと、認めてもうたわけやん。ほんで、繰越しもそうやん。一生懸命やったんやけども、今年はできひんかった。そやから次に送まんねん。これも認めてもうたわけやろ。それしてずっと繰越し、わし、議員ならしてもうてからずっとや。こんなことばっかりやとったら、ほんまに事業課前向いて行かへん。そこらをやっぱりきちっとやってもらいたい。一遍すかっと、単年度分全部使いましたというぐらいのやっぱり姿勢になってほしい。副市長はいつも言われる。法的に問題ありません。繰越しは法的に問題ないやろ。しかし、そんなことばっかりやとったら、事業みたい終わらへんし、やっぱり計画立ててこの事業を5年でやりますと立てたら、それに向かって一生懸命行く。やっぱりこの姿勢が一番大事違うんかなって、同じことばっかり言うてるわけやん。また、ここで繰越しとして出てきたるわけや。やっぱりそれだけはきちっとやってもらいたいと思いますわ。

増田委員長 市長に求めておられるんですか、ご答弁。

岡本委員 もう結構ですわ、答弁。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

繰越しは法的に認められているから、やっても構いませんというふうなご答弁を申し上げた記憶はございませんが、それはそれといたしまして、岡本委員からご指摘いただいている点はまさにそのとおりでございます。個々の事情についてはそれぞれございますが、全体としてはしっかりとまずは必要であるからということで予算計上させていただいているわけでございますので、それについてはしっかりと執行していくと。同じ目的が安く上がった結果、余った分の不用はともかくといたしまして、きちっと見積もって計画をしたものについては執行をしていくというのは当然の理事者側の意識というか、覚悟としてやっていくべきものであるということについてご意見を賜ったものということで、そこはしっかりと受けとめて、これからも取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第10号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号の関係部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時06分

再 開 午後2時00分

増田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、本委員会の所管事項の調査案件についてでございます。

まず初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者よりご報告願います。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

それでは、調査案件の1つ目の尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきましてご報告を申し上げます。

先ほどの委員会の中でもご答弁をさせていただきましたとおり、尺土駅前周辺整備事業につきましては、本年度も引き続き工事を進めてまいったところでございます。現在におきましては、排水の水路の確保及び北側歩道の街灯2機、また、近鉄敷地との隣接する箇所にフェンス等を設置する工事を現在行っておりまして、間もなく完了の予定となっております。

なお、未買収の用地交渉につきましても、本年平成30年度におきましては1件の交渉が成立をいたしまして、現在残りの地権者に対する交渉につきましても鋭意努力をさせていただいておりますが、来年度の予算編成につきましても、若干修正をさせていただき、上程をさせていただいておりますので、また、そちらにつきましては予算特別委員会の方でのご審議のほどよろしくお願いを申し上げまして、以上、報告とさせていただきます。

増田委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、聞いてましたけど、あと2件残ったということやけども、いつまで買収する計画を持ってはるのかな。

増田委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいまの岡本委員のご質問でございます。残り2件の用地買収交渉につきましては、今、鋭意努力をしております。いつまでという期限につきましては、相手様とのいろいろな諸条件もございますので、期限につきましてはなかなか明言をできるところではございませんが、できるだけ早く解決できるように努力をしてみたいと思います。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 その通り一遍の話聞いてんのやなしにな、目標を持たんといつまでたってもでけへんさかい、俺、聞いてるわけ。相手方相手方って、毎日行ったらええのやねんけん。毎日のように行く気になって行かな、こんな用地もでけへんと思う。そやから、俺、こんだけ聞いてんねん。だから、目標、いつ持つねんということを聞いてるわけやから。

増田委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの再度のご質問でございます。いつまでにとということでございます。毎日行けというご指摘もいただいております。相手方との交渉の中においていろいろと条件も提示されている中におきまして、その条件をクリアできるかどうかということも検討をしながら、苦慮しているところでございますので、ご理解のほどよろしく願いをいたしたいと思っております。

増田委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいというふうに思っています。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

それでは、2つ目の国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきましてご報告を申し上げます。

国鉄・坊城線整備事業につきましては、現在、国道24号線から東側と西側の両方の工事を施工させていただいております。3月末の完了に向け鋭意取り組んでおるところでございます。この事業につきましても、まだJRの架道橋の部分の工事委託につきましては、平成33年3月末の完成を目指して今取り組んでいただいております。次年度におきましても、引き続きJR架道橋に向けての道路の拡幅整備、また国道の歩道等の一部改良工事等も入ってくるわけでございますので、引き続き用地交渉も踏まえて行いながら、工事の方を進捗させていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

増田委員長 このことについて、何かご質問等ございませんでしょうか。

西井委員。

西井委員 ただいまの用地交渉も含めてということで、あと何件ぐらい交渉せんなん物件があるんか、ちょっとその辺教えてもらいたいんやけどな。

増田委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいまの西井委員のご質問でございます。あと何件ぐらいというところでございますが、この事業につきましてはまだ、今、柿本地区の方の工事を進めておるところでございます。

この後、架道橋から東側、笛堂地域の方に入ってくるわけでございますが、笛堂区の方におきましては一部交渉が終わっておるところもあるわけでございますが、まだ地権者の数にいたしまして、約10件ぐらいの数は残っておるところでございます。次年度におきまして、一部用地等も計上をさせていただきまして、この後、引き続き交渉を進めていくところとなっております。従前からの事業の中において一部できておるところもあると聞いておるわけでございますが、まだまだ多数の地権者との交渉が残っておるところでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 まだ、次の工事のところがあるということや、10件ほどということやけど、どっちみち工事するために地権者に話しせんなんから、できるだけ速やかに、坊城線のことについても早くあれしてるんやから、できるだけ交渉としては事前に話しして、了解を早く求められるようにしとかんかったら、けつから火がついて交渉しに行くのではとても無理やと思う。大変、用地交渉については、きゃんきゃん言う方は楽やけど、現実にはしんどいと思いますやん。けど、そのしんどい中で解決して、解決自身が皆さん方の成果として、自分の仕事の中に喜びを感じるような形の中でやってもらいたいと思いますので、どうかご苦勞をかけますが、最終時点には期日に間に合うように努力してもらいたいということを申し上げまして、私の質問は終わります。

増田委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回、理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様方から何か確認事項等があればお受けをしたいと思っております。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめておきたいというふう思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者より報告願います。

高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いたします。

公共バスの運行について報告いたします。

平成30年4月から平成31年1月のコミュニティバスの利用状況につきましては、運行日数が298日、1日当たりの利用者は、環状線ルートが89.27人、ミニバスルートが41.87人、合計で131.14人でした。昨年、平成29年度の利用状況と比較いたしますと、平成29年度は環状線ルートが1日当たり86.00人、ミニバスルートが45.52人で、合計131.52人でした。

いました。利用者数につきましては、わずかに減少している状況です。

次に、平成30年4月から平成31年1月の曜日別の利用状況でございますが、月曜日が4,551人、火曜日6,477人、水曜日5,819人、木曜日5,738人、金曜日6,539人、土曜日4,974人、日曜日4,981人となっております。ゆうあいステーション、いきいきセンター、大和高田市立病院がお休みのときに、土、日、月が少ない傾向でございます。

次に、利用促進に向けての取り組みでございます。

平成28年11月より、希望される方にマイ時刻表の発行を行っております。また、スマートフォンアプリのナビタイムやジョルダンによるコミュニティバスの時刻情報を、平成29年9月より掲載しております。さらに、コミュニティバスを利用していただいた方が運賃支払済証をご提示いただくことで特典を受けることができる「ぐるっとかつらぎ」企画も継続して行っております。これらのサービス内容や期間については、葛城市ホームページに掲載しております。

なお、コミュニティバスにつきましては、現在、路線、運行ルートや運用形態に係る全体的な見直しについて、現在、葛城市地域公共交通活性化協議会におきまして協議を行っていただいているところです。新たな運行形態の時期につきましては、平成31年10月を予定しております。

さきに、12月に開催されました協議会では、アンケート調査の集計結果の報告、今後の運行形態の再編案についてご協議行いただきました。

ここで、お手元に配付しております資料をごらんください。12月の法定協議会におきまして、葛城市コミュニティバスの再編案と現在のコミュニティバスの路線図をお手元に配付させていただきます。

この資料の葛城市コミュニティバスの再編案の資料の2ページをごらんください。ルートごとの再編に向けた方針案が記載されております。なお、この方針案に基づき法定協議会では活発な議論が行われておりますが、この現在記載されております方針案は変更されていくこととご承知おきお願いいたします。

では、この12月の法定協議会における変更案の概要についてご説明いたします。

まず、環状線ルートにつきましては、外回り、内回りともこの資料では5便を4便に減便するとはなっておりますが、現在の運航体制を維持することから5便での運行を維持することで調整しております。運行ルートにつきましては、ウェルネス新庄バス停で折り返しまして忍海方面へ向かう変更案で調整いたしております。ウェルネス新庄から先の薑北交差点、若草台、第1健民運動場バス停につきましては、ミニバスルートのE 笹堂・薑ルートに統合することで調整しております。

次に、ミニバスルートでございます。

A 當麻ルートについては、ダイヤについては現状維持のままで、ルートについては利便性の向上の観点から、二上神社口駅前ロータリーにバス停を新設し、加守消防池バス停を廃止する方向で調整しております。

次に、B 長尾・疋田ルートについては、ダイヤについては現状維持のまま、運行ルートに

については利用状況を踏まえ、木戸集落センター、磐城自動車前を廃止し、C兵家・中戸ルートで運行されている兵家駐車場、兵家南のバス停を新たにルートとして加える運行で調整いたしております。

次に、C兵家・中戸ルートについては、環状線ルートとの重複区間が多いことから、他のB長尾・疋田ルート、D寺口ルートへ統廃合することで調整しております。

次に、D寺口ルートについては利用状況を踏まえ、ダイヤについては1便目の廃止、ルートについては、C兵家・中戸ルートと統合し、南道穂コミセン前のバス停を廃止する方向で調整を行っております。

最後に、E笛堂・萱ルート及びF笛吹・梅室ルートでございます。このルートは乗降者数が少ない路線ではございますが、市民の移動手段の確保の点から公共交通の役割を担っていく必要がある一方で、空でミニバスが走っているという批判もあることで、市として新たな公共交通の取り組みを構築する必要がございます。現在、葛城市公共交通活性化協議会において検討している葛城型デマンド乗り合いタクシーとは、予約が必要にはなりますが、決められた運行経路を決められた時刻でバス停に停車する定時定路線型で運行するものです。この場合、予約は必要になりますが、必要なときにのみバスもしくはタクシーが走るということで、今のような空でバスが走るということがなくなり、経費の削減につながると考えられます。この3月に行われる法定協議会で、平成31年10月以降の運行計画案をお示しし、構成員の間でご議論いただく予定でございます。

以上で報告を終わります。

増田委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。ないですか。

松林副委員長。

松林副委員長 今、お伺いさせていただいたんですけれども、この廃止をされるルートは、E笛堂・萱ルート、寺口ルート、この部分を巡回バスにシフトするために、タクシーかそれをつなげるという、こういう考え方でしょうかけれども、タクシー予約をするというのは時間設定、この時間は決まるとるわけですか。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。

ただいまの松林副委員長のご質問にお答えいたします。今、おっしゃったとおりに、定時定路線ということで決まった時刻に走るということで、予約した時間に来るんですけども、決まった時間に来るということで、自由に時間設定できるものではございません。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 当然、タクシーでその環状線ルートにつなげるということで、利便性、環状線ルートと、ほんで、タクシーのこのシフトの時間というのもちょうど適合するように考えていただきたいというのと、そして、もう一つ、駐車場乗り継ぎ箇所ね、ここをもっときめ細やかな形で駐車場はふえているのかどうかね、きめ細やかな。そしてまたもう一つ、ある市民の方からご相談があったんですけれども、環状線ルートで高田の市民病院を利用するときに、往

路、行きしなはとまらなくって、帰りにぐるっとターンをして復路で入るという、停車するという、こういう問題。往路で乗り継ぎをして高田市民病院の前でおられるような形にしていただきたいという、こういう部分は解消されているのかどうかちょっとお願いいたします。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

副委員長のお問い合わせの中の表現も含めて、これはやはり公共交通ということで、非常に住民の方いろいろお気になさっている内容だと思いますので、ちょっと表現の方法を確認したいと存じます。

寺口ルートと笛堂・萱ルートを、副委員長は廃止とおっしゃいましたけど、廃止はしませんし、そうしたご説明ではございませんので、そこはまず誤解のないようにしていただきたいと思います。

そもそもこの公共交通、これを逆に申し上げますと、お商売としてバス事業者でありますとか、タクシー事業者でありますとか、こういった輸送の事業者がカバーできない部分を行政としてどこまでカバーをしていくのかということにつきましては、住民の利用とのバランスを、やはりどのバランスが一番税を投入して運行するのが適切かということについて、十分に考察をする必要があると存じます。

その中で、先ほど課長が申しあげました案につきましては、寺口ルート並びに笛堂・萱ルートについては非常にご利用が少ない。効果効率性だけを追求してマルかバツかということであれば、もう少ないのでやめようという話になるわけではございますが、そうではなくて、利用は少ないんですけども、逆に言いますと、ご利用なさっている方がいらっしゃる、ゼロではないわけです。そのときに、じゃあ、これをどういう形で公共交通として維持をしていくのがふさわしいのかというときに、1つの方法として、大きいサイズのバス、ほとんどが空席、たまに1人乗っているとかいう形で走らせるのではなくて、車両のサイズも小さくすることも1つ検討をしておりますというご説明。

それから、もう一つは、基本的には定時定路線ですので、従来のバスと同じ形の運行ではありますが、時間帯的に、この時間帯は誰も乗る方がいらっしゃらない場合には、これは走らさないでおこうという意味での、ちょっと柔軟性のある運行形態にシフトができないかということなどを検討しておるということ、先ほど課長の方からご説明を申しあげたわけでございます。

非常に、ある意味、市民の皆さんもご心配も、お気にもかけていただいているところだとは思いますが、そういった意味で、ちょっと申しわけございませんが、表現ぶりについてちょっとくどくなりましたけども、多分、副委員長、ご理解いただいた上でご表現の仕方としてわかりやすいようになさったんだと思いますけども、繰り返しでちょっと説明冗長になりましたが、そういったことでございます。

高田市民病院の件につきましては、担当課長の方からご答弁差し上げます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

高田市立病院のところ、その中に入らないで戻っていくという点ですけども、現在のところ、高田市に乗り入れておるといことでございまして、高田市の法定協議会との調整も必要となりまして、問題としては以前から指摘されておられるので認識はしておるんですけども、単独で調整することが今の時点では困難ですので、継続して協議してまいりたいということでもよろしくをお願いします。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 先ほど廃止という表現ではなく、そこの分のルートをタクシー等の手段で補うという、そういうことだと思います。高田市民病院の往路でその前でとまっていたいて高田病院に行くという、こういう強い要望もございまして、ぜひともこういう部分も実現していただきますように、ご努力をよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかにございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくをお願いします。

ちょっとこれ、コミュニティバスありきの話なんですか。例えば、香芝市さんみたいにデマンドタクシーを導入するとかっていう比較とかっていうのは出てない、それは厳しい問題なんですかね。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。

ただいまの杉本委員のご質問にお答えします。

香芝市の場合なんですけども、香芝市の場合は自由乗降型と言われまして、いつでもどこでも自由に乗れるというものでございまして、その場合のことも検討はいたしましたけども、それが法定協議会の中における議論なんですけども、民業を圧迫する、例えば、現在の既存のタクシー業者に対しての民業の圧迫を含めまして、葛城市には合わないであろうと。なお、また駅の数も公共交通としては、かなり葛城市は近鉄の駅もすぐ近くにあるということで、この形では導入しないということで、現在、進んでおります。

増田委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめておきたいというふうに思います。

最後にお諮りをいたします。

尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行については、事業の進捗等に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、これら4件の調査事項につきましては、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了をいたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

増田委員長 ほかにございませんか。

川村議員。

(川村議員の発言あり)

増田委員長 それでは、これもちまして、総務建設常任委員会を閉会いたします。

委員の皆様方、それから、理事者の皆様方におかれましては、早朝よりご参集を賜りました。また、たくさんのご意見を頂戴いたしまして、丁寧なご説明をいただきました。十分にご議論になった方もおられりゃ、もう少しというふうな委員の皆様もおられましたでしょうが、今後とも、総務建設常任委員会、皆様方のご協力によりまして、この委員会が活発なご意見で葛城市繁栄のために邁進してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくご審議のほどをお願い申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時33分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 増田 順弘

総務建設常任委員会副委員長 松林 謙司